

## 指定給水装置工事事業者の違反行為に関する処分要綱

令和8年4月1日  
水道部告示第7号

(趣旨)

第1条 この要綱は、安房郡市広域市町村圏事務組合給水装置工事事業者(以下「指定業者」という。)が水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。)第25条の11第1項の規定に該当する行為又は指定給水装置工事事業者規程(令和8年規程第14号。以下「事業者規程」という。)第9条又は第10条の規定に該当する行為(以下「違反行為」という。)があった場合における指定の取消し又は停止(以下「処分」という。)に当たり、その事務処理に関し必要な事項を定めるものとする。

(違反行為の調査、報告等)

第2条 水道部長は、指定業者が違反行為を行った疑いがあるときは、その事実関係の調査を行う。

- 2 水道部長は、前項の調査において違反行為の事実が認められたときは、当事者に対し、直ちに違反行為を是正するように指導する。
- 3 水道部長は、当該指定業者からてん末書の提出を求めるとともに、違反行為調査兼報告書(様式第1号)を作成し、水道事業管理者の権限を行う理事会(以下「管理者」という。)に報告しなければならない。

(処分の基準等)

第3条 違反行為の種類は、別表第1に掲げるとおりとする。

- 2 指定業者に違反行為があったときは、当該違反行為の種類に対応する点数(以下「違反点数」という。)を付するものとし、その点数はそれぞれ加算するものとする。
- 3 同時に2以上の違反行為があった場合は、違反種類ごとの違反点数を併せて付するものとする。
- 4 管理者は、しん酌すべき特段の事情がある場合は、別表第1の各点数の2分の1を減ずることができる。
- 5 管理者は、前2項に規定する点数が別表第2の左欄に掲げる累積点数(以下「処分点数」という。)に該当することとなったときは、処分点数に対応する別表第2の右欄に定める処分を行うものとする。
- 6 違反点数は、当該点数の付された日から、2年を経過しなければ消滅しない。

(意見陳述)

第4条 管理者は、処分をしようとするときは、当該処分の名宛人となるべき者に対し、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める意見陳述のための手続をとらなければならない。

(1) 指定の取消しに該当するとき 聴聞

(2) 指定の効力の停止に該当するとき 弁明の機会の付与

2 聴聞を実施するときは、聴聞通知書(様式第2号)により当該処分を受ける指定業者に通知するものとする。

3 聴聞は、管理者が指名する職員が主宰し、聴聞が終結したときは、速やかに聴聞調書(様式第3号)及び聴聞報告書(様式第4号)を作成し、管理者へ提出する。

4 弁明の機会の付与をするときは、当該処分を受ける指定業者に対して弁明通知書(様式第5号)で通知し、当該処分を受ける指定業者から弁明書(様式第6号)の提出を求めるものとする。

(処分の決定)

第5条 処分の決定は、管理者が行う。

2 管理者は、前項の取消し等の処分の決定を行うときは、あらかじめ委員会の意見を聴くものとする。

(委員会の設置)

第6条 管理者は、処分の決定に当たり諮問機関として、事業者規程第19条の規定に基づき、安房郡市広域市町村圏事務組合指定給水装置工事事業者審査委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第7条 委員会は、処分に関する事項を審査する。

(組織)

第8条 委員会は、水道事業管理規程(令和8年水道事業管理規程第1号)第5条第1項に定める職員を委員として組織する。

2 委員長は、水道部長の職にある者をもって充てる。

(職務)

第9条 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

2 委員長に事故があるときは、技師長がその職務を代理する。

(会議)

第10条 委員長は、必要の都度委員会を招集し、会議を主宰する。

- 2 委員会は、3分の2以上の委員の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数によって決する。
- 4 委員会の議事は、可否同数のときは、委員長が決する。
- 5 委員長は、必要があると判断したときは、委員会に当該事案の関係職員等の出席を求め、意見又は説明を求めることができる。
- 6 委員会の会議は、非公開とする。

(秘密の保持)

第11条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(除斥)

第12条 委員長及び委員は、自己又はその親族に直接利害関係のある事件に参加することができない。ただし、委員長の同意を得たときは、会議に出席し、発言することができる。

(報告)

第13条 委員会は、会議の経過及び結果を管理者に報告しなければならない。

(庶務)

第14条 委員会の庶務は、給水係において処理する。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

(処分の通知)

第16条 管理者は、処分を決定したときは、処分通知書(様式第7号)により、当該処分を受ける指定業者に交付するものとする。

(処分の公表)

第17条 管理者は、処分を行ったときは、事業者規程第11条の規定により公示するとともに、関係者に周知するものとする。

(違反行為の通知)

第18条 管理者は、指定業者に違反行為があった場合において、当該違反行為を行った指定業者の累積点数が別表第2の左欄に掲げる点数に満たないときは、その違反行為ごとに違反行為通知書(様式第8号)を、当該違反行為を行った指定業者に交付し、警告するものとする。

(処分後の給水工事の施行)

第19条 処分を受けた指定業者の未施行又は施行中の給水装置工事は、当該指定業者自らの責任において他の指定業者に行わせるものとする。ただし、管理者が必要と認めるときは、施行中の給水装置工事に限り、完成する日までの間当該取消し等の処分の効力の発生を遅らせることができる。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。

(水道事業の編入に伴う経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、水道事業の廃止前の南房総市指定給水装置工事事業者審査委員会設置要綱（平成18年水道事業管理規程第12号）又は解散前の三芳水道企業団指定給水装置工事事業者の違反行為に関する処分要綱（平成29年三芳水道企業団告示第27号）の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

別表第1(第3条関係)

該当条項	違反行為	点数
1 法第25条の11第1項第1号 事業者規程第9条第2号	(1) 水道法施行規則(昭和32年厚生省令第45号)第20条で定める機械器具を有しなくなったとき。	100点
	(2) 指定業者が次のいずれかに該当したとき。	
	ア 心身の故障により給水装置工事事業を適正に行うことができない者として国土交通省令で定めるもの	100点
	イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者	100点
	ウ 法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者であることが判明したとき。	100点
	エ 指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者であることが判明したとき。	100点
	オ 業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者	
	① 無断通水、メーターの不正使用等をしたとき。	10点
	② 道路掘削許可、道路使用許可を受けずに工事を施行したとき。	10点
	③ 工事の施行上の安全管理を怠り、従業員を死傷させたとき。	10点
④ 工事の施行上の安全管理を怠り、公衆に死傷者を出し、又は被害を与えたとき。	10点	

	⑤ 警告に従わないとき。	10点
	⑥ その他違反行為	10点
	カ 法人であって、その役員のうちアからオまでのいずれかに該当する者があるもの	100点
2 法第25条の11第1項第2号 事業者規程第9条第4号	(1) 法第16条の2第1項の指定を受けた日から2週間以内に事業所ごとに、給水装置工事主任技術者(以下「主任技術者」という。)を選任しないとき。	10点
	(2) 選任した主任技術者が欠けた日から14日以内に新たに主任技術者を選任しないとき。	10点
	(3) 主任技術者の選任又は解任の日から14日以内に主任技術者の選任又は解任の届出をしないとき。	10点
3 法第25条の11第1項第3号 事業者規程第9条第3号	(1) 次のいずれかに掲げる事項に変更があつて、当該変更のあつた日から30日以内にその届出をしなかつたとき。	3点
	ア 事業所の名称及び所在地	
	イ 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名	
	ウ 法人にあつては、役員の氏名	
	エ 主任技術者の氏名又は主任技術者が交付を受けた免状の交付番号	
	(2) 給水装置工事業を廃止し、又は休止したときは当該廃止又は休止の日から30日以内に、事業を再開したときは当該再開の日から10日以内にその届出をしなかつたとき。	5点
	(3) (1)及び(2)について虚偽の届出をしたとき。	10点
4 法第25条の11第1項第4号 事業者規程第9条第5号	(1) 給水装置工事ごとに、主任技術者を指名しないとき。	9点
	(2) 給水装置工事を施行する場合において、適切に作業を行うことのできる技能を有する者を従事させず、又はその者に当該工事に従事する他の者を実地に監督させないとき。	9点
	(3) 次に掲げる工事を行ったとき。(1工事当たり)	
	(2)に掲げる工事を施行するに当たり、あらかじめ管理者の承認を受けた工法、工期その他の工事上の条件に適合しない工事	9点
	(4) 給水装置工事主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めなかつたとき。	9点
	(5) 次に掲げる行為を行ったとき。(1工事当たり)	
	ア 水道法施行令(昭和32年政令第336号)第6条に規	10点

	定する基準に適合しない給水装置の設置	
	イ 給水管及び給水用具の切断、加工、接合等に適合しない機械器具の使用	9点
	(6) 給水装置工事ごとに、指名した主任技術者に次に掲げる事項に関する記録を作成させず、又は当該記録を作成の日から3年間保存しないとき。(1工事当たり) ア 施主の氏名又は名称 イ 施行の場所 ウ 施行完了年月日 エ 主任技術者の氏名 オ しゅん工図 カ 給水装置工事に使用した給水管及び給水用具に関する事項 キ 法第25条の4第3項第3号の確認の方法及びその結果	5点
5 法第25条の11第1項第5号 事業者規程第9条第6号	給水装置の検査に際し、管理者が当該給水装置工事を施行した事業所に係る主任技術者の立会いを求めたのに対し、正当な理由なくこれに応じないとき。	10点
6 法第25条の11第1項第6号 事業者規程第9条第7号	(1) 給水区域において施行した給水装置工事に關し、管理者が必要な報告又は資料の提出を求めたのに対し、正当な理由なくこれに応じないとき。	5点
	(2) 給水区域において施行した給水装置工事に關し、管理者が必要な報告又は資料の提出を求めたのに対し、虚偽の報告又は資料の提出をしたとき。	10点
7 法第25条の11第1項第7号 事業者規程第9条第8号	(1) その施行する給水装置工事が水道施設の機能に障害を与えたとき。	10点
	(2) その施行する給水装置工事が水道施設の機能に障害を与えるおそれが大きいとき。	9点
8 法第25条の11第1項第8号 事業者規程第9条第1号	不正の手段により法第16条の2第1項の指定を受けたとき。	100点

別表第2(第3条、第18条関係)

累積点数	取消し等の処分の内容
10点以上 20点未満	1月の指定の効力の停止
20点以上 40点未満	2月の指定の効力の停止
40点以上 60点未満	3月の指定の効力の停止
60点以上 80点未満	4月の指定の効力の停止
80点以上 90点未満	5月の指定の効力の停止
90点以上 100点未満	6月の指定の効力の停止
100点以上	指定の取消し

違反行為調査兼報告書

年 月 日

給水装置の状況	工事施行場所					
	所有者	住所				
		氏名				
	使用者	住所				
		氏名				
	給水の種類	専用・臨時 用				
	給水方式	直結 ・ 直結増圧 ・ 受水槽 ・ 高置水槽直結				
	水栓番号	有(番号 )・無	用途			
メーター	有(番号 )・無					
違反行為の状況	発見年月日		年 月 日	発見者		
	発見の経緯					
	調査年月日		年 月 日	調査職員		
	当事者	工事依頼人 (所有者又は 使用者等)	住所			
			氏名			
		工事施行者	住所			
			氏名			
			指定の有無	指定・非指定	主任技術者( )	
			違反行為を施行した日又は 期間			
	違反行為の内容					
違反行為該当条項 (処分基準参照)		工事依頼人				
		工事施行者				
指導の状況	是正指導の方法・ 内容					
	是正指導後の当事 者の対応					
(てん末書の提出 有・無)						

様式第2号(第4条関係)

第 年 月 日 号

様

安房郡市広域市町村圏事務組合  
理事長

聴聞通知書

あなたに対する下記の処分に当たり、指定給水装置工事事業者の違反行為に関する処分要綱の規定による聴聞を下記のとおり行いますので通知します。

記

予定される処分の内容			
根拠となる法令等の条項			
処分の原因となる事実			
聴聞の期日	年 月 日	午前 午後	時 分
聴聞の場所			
聴聞の事務を所掌する組織の名称、所在地及び電話番号	名称		
	所在地		
	電話番号		
聴聞の主宰者	職名		
	氏名		

(備考)

- 1 聴聞の期日に出頭して意見を述べ、及び証拠書類又は証拠物(以下「証拠書類等」という。)を提出し、又は聴聞の期日への出頭に代えて陳述書及び証拠書類等を提出することができます。
- 2 聴聞が終結する時までの間、当該処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができます。
- 3 代理人を選任したときは、当該代理人を出頭させようとする聴聞の期日までに、委任状等代理人の資格を証する書面を提出してください。
- 4 出頭の際には、この通知書を持参してください。

様式第3号(第4条関係)

聴聞調書

聴聞の件名	
聴聞の期日及び場所	
聴聞の期日に出頭した 当事者(代理人、補佐人)の 氏名及び住所	
聴聞の期日に出頭した 参加人(代理人、補佐人)の 氏名及び住所	
聴聞に出席した職員の氏 名及び職名	
聴聞の期日に不出頭の当 事者及び参加人(代理人、 補佐人)の氏名及び住所並 びに当事者(代理人)にお いてはその正当な理由の有 無	
当事者(代理人、補佐人)及 び参加人(代理人、補佐人) の陳述要旨 ※陳述書による意見の陳 述を含む。	
証拠書類等の標目	
その他参考となるべき事 項	

作成日		主宰者	職名	
			氏名	

様式第4号(第4条関係)

聴聞報告書

聴聞の件名				
不利益処分の原因となる事実に対する当事者等の主張				
前項の主張に理由があるか否かについての主宰者としての意見及び理由				
作成日		主宰者	職名	
			氏名	

様式第 5 号(第 4 条関係)

第 号  
年 月 日

指定第 号  
様

安房郡市広域市町村圏事務組合  
理事長

### 弁明通知書

指定給水装置工事事業者の違反行為に関する処分要綱第 4 条第 4 項により、弁明の機会を付与する。

なお、弁明は、弁明を記載した書面(以下「弁明書」という。)を提出してするものとする。また、弁明をするときは、証拠書類等を提出することができる。

- 1 対象となる違反行為
- 2 予定される処分及び根拠法
- 3 対象となる指定給水装置工事事業者の名称又は氏名  
指 定 番 号 第 号  
名称又は氏名  
代 表 者  
所 在 地
- 4 弁明書の提出期限及び提供先  
期限日 年 月 日  
場 所 安房郡市広域市町村圏事務組合  
千葉県  
提出先

様式第6号(第4条関係)

年 月 日

安房郡市広域市町村圏事務組合  
理事長 様

住 所  
氏 名

印

弁明書

年 月 日付けで弁明の機会の付与の通知のあった件について、次のとおり  
弁明します。

弁明の機会の付与に係る 不利益処分の原因となる 事実	
当該事案の内容についての 意見(弁明の内容)	

備考

- 1 この様式は、告知した翌日以後に弁明をする場合に使用する。
- 2 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を用いることができる。

様式第 7 号(第 16 条関係)

第 年 月 日

様

安房郡市広域市町村圏事務組合  
理事長

処分通知書

指定給水装置工事事業者の違反行為に関する処分要綱の規定により下記の違反行為に対する処分を決定したので、同要綱第 16 条の規定により通知する。

記

- 1 違反行為の内容 指定給水装置工事事業者の違反行為に関する処分要綱別表第 1 のに該当
- 2 処分の理由
- 3 違反行為を確認した日 年 月 日
- 4 処分の内容
  - (1) 指定の取消し
  - (2) 指定の効力の停止 年 月 日から 年 月 日まで
- 5 処分年月日 年 月 日
- 6 違反点数 前回までの累積点数 点  
今回付した点数 点  
合 計 点

様式第 8 号(第 18 条関係)

第 年 月 日 号

様

安房郡市広域市町村圏事務組合  
理事長

違反行為通知書

水道法第 25 条の 11 及び安房郡市広域市町村圏事務組合指定給水装置工事事業者規程第 9 条に該当する違反行為があったので、指定給水装置工事事業者の違反行為に関する処分要綱第 18 条の規定により通知する。

なお、今後は、水道法をはじめとする諸法令を遵守し業務を行うよう警告する。

記

- |              |  |
|--------------|--|
| 1 違反行為の内容    | 指定給水装置工事事業者の違反行為に関する処分要綱別表第 1 の<br>に該当 |
| 2 違反行為を確認した日 | 年 月 日                                  |
| 3 給水装置施行場所   | 年 月 日                                  |
| 4 給水装置所有者    |  |
| 5 違反点数       | 前回までの累積点数 点                            |
|              | 今回付した点数 点                              |
|              | 合 計 点                                  |